

政策支援の内容

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

保険料補助は次の3つの要件を満たす方が受けられます。

- 1) 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。
(旧制度加入者(脱退一時金又は特例脱退一時金を受給した者は除く)は、旧制度(平成13年12月)の保険料納付済期間等も合算できます。)
- 2) 必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること。
- 3) 下記の区分1～5のいずれかに該当する人。

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または区分2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	-

保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

最長20年間保険料補助が受けられます。

保険料の補助が受けられる期間は、

- 1) 35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
- 2) 35歳以上であれば10年間を限度として、通算して最長20年間(補助額は最高216万円)で国庫補助額も自分の年金として受け取れます。

国庫補助額とその運用益は、個人毎に積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。

特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。

自分で積み立てた分は65歳から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。

農業者老齢年金と特例付加年金

国庫補助
自分が支払った保険料

特例付加年金
農業者老齢年金